



# 声のラン

## 声①

ごみステーションには、きちんと分別されないごみが出されたり、決められた収集日以外に出されたりと、ごみの散乱や悪臭に迷惑しています。

また、郊外の道路沿いには、大型ごみなどが捨てられていることがあります。

ごみを出すマナーが悪い方やごみの不法投棄について、どのような対策を行っていますか？

## 答①

私たちが住みよい、きれいなまちで暮らしていくために、ごみを出すルールを決めています。しかし、ルールを守らない方がいることも事実です。マナーの悪い一部の方が、たくさんの方に迷惑をかけています。

市は、ごみを出すときのルールを徹底させるため、平成18年5月から**適正ごみ処理推進員制度**を導入しました。

15人の適正ごみ処理推進員が、それぞれの担当地区を巡回し、ごみを出すルールが守られているか調査し、市の清掃指導員と連携して、ごみを適正に出していただくよう啓発や指導を行っています。

家庭のごみを排出するごみステーションは、20〜30世帯に1か所の割合で町内会が指定した場所に設置しています。市内には、合計で2,557か所に設置しています。

ごみの分別方法や収集日などは、毎年4月に市民カレンダー号外として「クリーンシティちとせ」を各世帯に配布し、ごみのお出し方のルールをお知らせしています。新しく市民

## ごみを出すマナーが悪い方や不法投棄への対策は？

《30歳代女性》

になられた方には、市役所で転入手続きをするときに配布しています。

ごみの不法投棄について、市は、多発する場所を道路や公園、森林の管理者などの関係機関と連携して重点的に巡回するとともに、移動式監視カメラを設置するなどして、発生防止に努めています。

実際に不法投棄者が判明したときは警察に通報し、厳しく対応しています。

ごみの不法投棄は、個人が行ったときは5年以下の懲役と1千万円以下の罰金となる**犯罪行為**です。絶対にやめましょう。

これからも、千歳を住みよいきれいなまちにするため、ごみの分別などのルールを守るようご協力願います。

【廃棄物対策課 廃棄物対策係】  
☎23 2110



ごみの収集日は「クリーンシティちとせ」や地域のごみステーションの標示などで確認しましょう。

### 【ワンポイントメモ】

ごみステーションは、ごみを勝手に捨てることのできる「ごみ捨て場」ではありません。燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、4種資源物をきちんと分別し、収集日当日の午前8時30分までに出ししましょう。ルールを守って、ごみの散乱や、悪臭の発生を防ぎましょう。

### 案内

「声のラン」では、おもに「市長への手紙・ポスト」や「広報広聴モニター」の声と、その答えをご紹介します。そのほか皆さんからの一般的な質問などもご紹介しますので、普段から疑問に思っていることなどを、お手紙などでお寄せください。ただし、ほかの市民にも参考になる内容を採用させていただくため、個人的なことなどすべてを掲載することはできません。また、質問の内容を確認する必要上、お手紙には必ず連絡先と名前をご記入ください。【〒066-8636 / 千歳市東雲町2丁目34 / 千歳市企画部広報広聴課 宛】